

令和2年4月15日

新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部長
新潟県知事 花角 英世 様

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

立憲民主党新潟県連合

代表 西村 智奈美

同新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局長 大渕 健

世界規模で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、国内でも感染拡大が進み、政府による緊急事態宣言が発令される状況下、本県における連日の取り組みに対して敬意を表します。

県民の協力の下に対策を進め新型コロナウイルス感染症を克服していくため、以下要望いたします。

1. 総論

- ① 県民は新型ウイルス感染症の拡大という未知の事態に対して大きな不安を感じている。知事は対策本部長としてリーダーシップを発揮して、県民の不安解消を図り、対策への理解を得ながら、果断に対策を進められたい。また、感染拡大の状況によっては県として緊急事態を宣言して躊躇せず対策に臨むこと。
- ② 県民が抱える不安の背景の一つに対策の全体像の理解が容易でないことがあると考える。新潟県新型インフルエンザ等行動計画（特措法改正を受け今回にも適用）で定めている発生の段階や対策レベル、また現段階における位置づけや方針等などを明確に示し、情報を県民にも分かりやすく提供すること。
- ③ 感染者が拡大した場合、感染症指定医療機関及び協力機関の病床が不足しかねず、入院は重傷者に限るなど対策の切り替えが行われることになる。重要な対策の切り替えのタイミングについては早期に具体的な考え方や基準を示すこと。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により差別や偏見が生じないよう適切な対策を講じること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金（仮称）について、困窮している方々にいち早く対応できるよう手続きや支給の迅速化を図ること。また、十分な財政措置を国に要望すること。

2. 情報発信について

県民の不安の払しょく、理解ある対策の実行のためには県民との情報共有が必要である。その際行政からの視点ではなく県民目線で、届けたい相手に適切かつ効果的に情報が届くよう情報発信の強化を図ることが重要である。

- ① 今後も十分な説明や県民の理解が必要となる局面が想定される。場面に応じて発信者、発信の方法などを適切に選択し、効果的な情報発信が行われるようにすること。
- ② 本県のWEBサイトについては県内の新型コロナウイルス感染者数、現在患者数、累積退院者数、検査数、対策病床使用率等の最新の動向が一目で分かり、県民が見て県の取り組みを理解しやすく、また専門家が分析できるように工夫するなど新潟県としての情報発信を強化すること。
- ③ 本人や家族が不調を感じた場合に、「まずは電話すること」を徹底して周知すること。感染相談窓口のダイヤル周知を繰り返すとともに、持病のある方にはかかりつけ医への電話相談を促すこと。

3. 医療提供体制について

いかなる局面でも徹底した検査と隔離を行うことが不可欠である。また院内感染や医療の逼迫による医療崩壊を回避し、医療提供体制を確保していくことが、社会を維持していくうえで極めて重要である。

- ① 感染者が多い政令市である新潟市をはじめ、県内自治体、医療機関、企業等関係者との連携を強化して対策に取り組むこと。
- ② PCR検査を可能とする体制整備の拡充等に取り組み、能力を最大限に活用して検査を行うべきである。医師が必要と判断した人すべてが躊躇されることなく検査を受けられるよう検査体制を強化すること。
- ③ 濃厚接触者が医療従事者やハイリスク者に接する機会のある人である場合には、無症状であっても検査を行うこと。
- ④ 医療機関や介護施設等で必要な医療用マスク及び消毒薬、防護服等の医療器材を確保し、優先度に応じた供給を行うこと。
- ⑤ 感染拡大により入院は重傷者優先になることを想定し、軽症者は自宅療養や軽症者に対応した施設での宿泊療養になることについて、県民向けに具体的なマニュアルを準備し実施に備えること。また、自宅療養に支障をきたす人に対応する施設の確保や調整等、準備を進めること。

4. 生活経済支援等について

- ① 緊急事態宣言の対象地域から本県への移動の自粛について実効性あるものとなるよう啓発や注意喚起など対策を強化すること。
- ② 県が休業要請を行う場合は勿論、イベント等の開催や事業活動の自粛など感染防止の

ための協力要請を行った場合、中止や休止に伴う補償等の実施を国に求めること。

- ③ 無利子や低金利の融資制度が実施されているが、将来の返済負担への懸念から躊躇する傾向がある。事態の深刻さを踏まえ償還期間の長期化や据え置き期間の延長などの措置を大胆に講じられたい。また、政府系金融機関が前面に出て対応することを求めるとともに、地域金融機関にも迅速かつ柔軟な融資を行うことを要請されたい。
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による収入減少対策については、即時性や公平性の観点から、給付金を課税対象として個人を基準に一律に給付を実施するよう国に求めること。
- ⑤ 緊急小口資金や総合支援資金（生活支援費）などの生活福祉資金貸付制度については特例措置が行われているが、特例の趣旨を踏まえた運用となるよう支援すること。また生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金も要件が緩和されているが、必要とする人が活用できるよう情報の周知などに努めること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク推進を推し進めることとしているが、労働者保護の観点から「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」に示されている通り、労務時間管理を徹底し、みなし残業や不払い残業が発生することのないよう企業に対して働きかけること。
- ⑦ テレワーク・時差出勤を推進していくため、まず県庁自らが取り組み、他の事業者への積極的な推奨を行うこと。
- ⑧ 雇用調整助成金については、有効に活用されるよう十分な周知を行うとともに、企業が申請から支給まで1か月と期間が半減されたところではあるが、オンライン化などにより更に迅速に利用できるよう求めること。また、速やかな手続きのため代行事業者を利用した場合の代行料を補助する等事の対応も図られたい。
- ⑨ 業績悪化への対応として、有期雇用者の期限前契約解除、育休切り、内定切りなども起きている。弱い立場の労働者に寄り添い不当な解雇防止するため、労働局と連携して指導と諸施策の周知を徹底すること。
- ⑩ DV、児童虐待の増加も懸念されることから、相談窓口の時間延長やSNSを通した相談体制を検討すること。
- ⑪ あらゆる相談窓口での感染防止策を強化し、接触回数・時間を縮減するため、手続きを簡素化すること。

5. 学校教育について

- ① 家庭と学校で連携して朝晩は体温測定を実施し学校でも毎朝点検することや、発熱等の症状がみられる場合は学校や医療機関等との連絡体制を徹底すること。
- ② 公共交通機関を利用して通学することが多い学校においては時差通学や分散登校について検討を行い、感染拡大防止に効果があり教育活動に大きな支障がないと判断される場合には実施することや、今後の更なる感染拡大に備え準備すること。

- ③ 感染拡大の状況を考慮して学校の一斉臨時休業を行う場合は、関係者に十分な説明を行い、理解を得て実施すること。
- ④ 休校や学級閉鎖などにより、児童生徒の教育機会の損失や教育格差の拡大が懸念される。学習の遅れが生じないよう対策を講じることに万全を期すこと。新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒についての学習指導について早期に具体的なガイドラインを示すこと。
- ⑤ 授業参観、運動会、修学旅行などの学校行事等については学校、自治体、市町村教育委員会まかせにすることなく、早期に具体的なガイドラインを示すこと。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策の影響によって教育課程の修了や卒業の認定、進級や進学に不利益が生じないようにすること。また障がいのある児童生徒の居場所を確保すること。
- ⑦ 新潟県奨学金について、新型コロナウイルスの影響で収入が減少し経済的困難が生じた家庭を対象として、給付や 12 か月一括の貸付、審査機関の短縮などの特例措置を講じること。
- ⑧ 更なる感染拡大により今後再び学校の臨時休校措置が取られる事態に備え、インターネットを活用したオンライン授業など、遠隔教育ができるよう検討を進めること。